

2020年5月15日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改正表】

2020年 税理士受験対策シリーズ 消費税法 理論サブノート

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただけますようお願い申し上げます。

該当書籍

2020年 税理士受験対策シリーズ

消費税法 理論サブノート (2019年8月22日 第19版発行)

ISBN 978-4-86486-664-4

改訂内容

頁・行目	内 容
P14 21、22行目 本文	③ 鉱業権、租鉱権、採石権等 鉱区、租鉱区又は採石場の所在地 ↓ ③ 鉱業権、租鉱権、採石権等、 樹木採取権 鉱区、租鉱区、採石場 又は樹木採取区 の所在地
P46 2行目 タイトル	問題2-10 高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例 ↓ 問題2-10 高額特定資産を取得した場合 等 の納税義務の免除の特例
P46 5行目 本文	〔1〕 内 容 ↓ 〔1〕 高額特定資産の仕入れ等を行った場合
P47 1行目 本文	〔3〕 高額特定資産の範囲等 (法12の4①、令25の5①②、平成28年令附則5) ★ ↓ 〔4〕 高額特定資産の範囲等 (法12の4①②、令25の5①②③、平成28年令附則5) ★

P47 15行目 本文	31年 軽減対象資産の譲渡等 → 軽減対象資産の譲渡等 削除
P66 2、6、9行 目 本文	31年 軽減対象資産の譲渡等 → 軽減対象資産の譲渡等 削除
P66 10行目 本文	平成 31 (令和元)年10月1日から平成 35 (令和5)年9月30日まで ↓ 令和元年10月1日から令和5年9月30日まで
P68 14行目 本文	31年 軽減対象資産の譲渡等 → 軽減対象資産の譲渡等 削除
P74 9、12、14 行目 本文	31年 軽減対象資産の譲渡等 → 軽減対象資産の譲渡等 削除
P80 29行目 本文	31年 軽減対象資産の譲渡等 → 軽減対象資産の譲渡等 削除
P88 11行目 本文	31年 軽減対象資産の譲渡等 → 軽減対象資産の譲渡等 削除
P96 15行目 P97 3、5行目 本文	31年 軽減対象資産の譲渡等 → 軽減対象資産の譲渡等 削除
P100 13行目 本文	31年 軽減対象資産の譲渡等 → 軽減対象資産の譲渡等 削除
P116 12行目 本文	(3) 高額特定資産を取得した場合の納税義務の～ ↓ (3) 高額特定資産を取得した場合 等 の納税義務の～
P116 14行目 本文	高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 ↓ 高額特定資産の取得 等 に係る課税事業者である旨の届出書
P119 17行目 本文	31年 軽減対象資産の譲渡等 → 軽減対象資産の譲渡等 削除
P133 体系表 申告等	問題8-2と問題8-3の間に次の事項を追加 法人の提出期限の特例(問題8-2-2)
P134 26、27行 目	高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例 高額特定資産の取得又は自己建設高額特定資産の建設等 ↓ 高額特定資産を取得した場合 等 の納税義務の免除の特例 高額特定資産の取得又は自己建設高額特定資産の建設等、 高額特定資産である棚卸資産などについて棚卸資産の調整を受けた場合

P135 17、20行 目	<u>31年</u> 軽減対象資産の譲渡等 → 軽減対象資産の譲渡等 削除
------------------	--

問題 1-3 非課税 (改正追加版)

〔1〕 (13) を次のものに差し替えてください。

- (13) 契約により居住用とされる住宅の貸付け (契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合にその貸付けの状況からみて居住用とされていることが明らかなる場合を含み、貸付期間が1月未満の場合及び旅館などの施設としての貸付けを除く。)

問題2-10 高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例 (改正追加版)

〔2〕 の後に次のものを追加してください。

〔3〕 棚卸資産の調整の適用を受けた場合 (法12の4②)

(1) 内 容 ★★

事業者が、高額特定資産である棚卸資産又は調整対象自己建設高額資産について棚卸資産の調整の適用を受けた場合には、その適用を受けた課税期間の翌課税期間からその適用を受けた課税期間 (調整適用日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産にあっては、建設等が完了した日の属する課税期間) の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

(2) 適用除外 ★

基準期間における課税売上高が1千万円を超える場合、課税事業者を選択している場合、特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例、相続、合併、分割等・吸収分割があった場合の納税義務の免除の特例、新設法人の納税義務の免除の特例、特定新規設立法人の納税義務の免除の特例、高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例により課税事業者となる場合には、この規定は適用されない。

修正後の〔4〕 (3) の後に次のものを追加してください。

(4) 調整対象自己建設高額資産

他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産 (相続、合併・分割により事業を承継した場合において、被相続人、被合併法人・分割法人が自ら建設等をしたものを含む。) で、その建設等に要した費用の額が1千万円以上のものをいう。

(5) 調整対象自己建設高額資産の建設等に要した費用の額

その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の100/110 (注) 相当額、特定課税仕入れに係る支払対価の額及び保税地域から引き取られるその資産の課税標準である金額の累計額をいう。

(注) 軽減対象資産の譲渡等に係るものは、100/108

問題7-10 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）

（改正追加版）

〔2〕を次のものに差し替えてください。

〔2〕 簡易課税制度の選択の届出に関する制限 ★

(1) 届出の制限（法37③、令56②）

簡易課税制度の適用を受けようとする事業者は、次のいずれかに該当するときは、それぞれに定める期間は、簡易課税制度選択届出書を提出することはできない。

ただし、その事業者が事業を開始した日の属する課税期間その他の一定の課税期間から簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、この規定は適用されない。

① 調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の課税事業者選択不適用届出書についての届出の制限を受ける場合、新設法人又は特定新規設立法人がその基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合…その仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

② 課税事業者が高額特定資産の仕入れ等を行った場合（①に該当する場合を除く。）…その仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日（自己建設高額特定資産にあっては、建設等が完了した日の属する課税期間の初日）以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

③ 課税事業者が高額特定資産である棚卸資産又は調整対象自己建設高額資産について、棚卸資産の調整の適用を受けた場合（①②に該当する場合を除く。）…その適用を受けた課税期間の初日から同日（調整対象自己建設高額資産の建設等が調整適用日の前日までに完了していない場合にあっては、建設等が完了した日の属する課税期間の初日）以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

(2) 届出がなかったものとみなす場合（法37④）

(1)の場合において、その仕入れ等の日又は調整適用日の属する課税期間の初日から(1)に掲げる場合に該当した日までの間に簡易課税制度選択届出書を納税地の所轄税務署長に提出しているときは、その届出書の提出はなかったものとみなす。

問題8-2-2 法人の確定申告書の提出期限の特例（改正追加版）

問題8-2の後に次のものを追加してください。

申告等

問題 8-2-2 法人の確定申告書の提出期限の特例

〔1〕 法人の確定申告書の提出期限の特例（法45の2①） ★★

法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、その納税地の所轄税務署長に申告期限延長届出書を提出した場合には、その提出した日の属する事業年度以後の各事業年度（法人税の確定申告書の提出期限が延長されている事業年度に限る。）終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限は、原則にかかわらず、その課税期間の末日の翌日から3月以内とする。

〔2〕 選択不適用の届出及び効力 ★★

(1) 届出書の提出（法45の2③）

申告期限延長届出書を提出した法人は、提出期限の特例の適用をやめようとするとき又は事業を廃止したときは、申告期限延長不適用届出書をその納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(2) 届出の効力（法45の2④）

申告期限延長不適用届出書の提出があったときは、その提出した日の属する事業年度終了の日の属する課税期間より、申告期限延長届出書はその効力を失う。

〔3〕 国税通則法の適用（法45の2⑥） ★

提出期限の特例の適用を受ける課税期間の末日の翌日から2月を経過する日までに災害等が生じた場合には、その課税期間に限り、提出期限の特例の適用がないものとみなして、国税通則法に規定する災害等による期限の延長を適用することができる。